

河合町議会会議録

令和6年 12月6日 開会

河合町議会

令和6年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 （12月6日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○付議事件の一括提案理由の説明	7
○承認第6号の質疑、討論、採決	11
○議案第67号から議案第73号の委員会付託	15
○散会の宣告	15
○署名議員	17

河合町告示第 3 6 号

令和 6 年第 4 回（1 2 月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

河合町長 森 川 喜 之

1 期 日 令和 6 年 1 2 月 6 日

2 場 所 河合町議会議場

令和 6 年 1 2 月 6 日（金曜日）

（ 第 1 号 ）

令和6年第4回（12月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年12月6日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河合町一般会計補正予算）
- 日程第 4 議案第67号 令和6年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 5 議案第68号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第69号 令和6年度河合町水道事業会計補正予算について
- 日程第 7 議案第70号 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算について
- 日程第 8 議案第71号 河合町公民館設置条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第72号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第73号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
まちづくり 推 進 部 長	中 島 照 仁	教育振興部長	中 尾 勝 人
生活環境部兼 総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎	総 務 課 長	西 村 直 貴
財 政 課 長	松 本 武 彦		

会議に従事した事務局職員

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第36号をもって令和6年第4回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和6年第4回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日の定例会は録画配信を実施いたしますので、その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶、登壇の上、願います。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

（町長 森川喜之 登壇）

○町長（森川喜之） 令和6年第4回12月定例会の開催に当たりまして、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初めに、去る9月定例会でご質問いただいた私の個人的事項につきまして多数の報道がありましたので、私ごとではございますが、大変恐縮ですがこの場をお借りして一言おわびを申し上げます。どうかご容赦のほど、皆様方にはよろしくお願いをいたします。

私、森川喜之が幼少期から両親と同居をしていた建物に関し、土地使用に係る契約がないままに公有地に建設され、使用料の支払い等がなされていなかった件について、議会並びに町民の皆様方には大変多大なるご迷惑をまたご心配をおかけし、改めて深くおわびを申し上げ

げます。

両親の死後もこのような状態が継続したことは、ひとえに私の確認不足が招いたところであり、不徳の致すところであると猛省しております。また、今9月から、町のほうにお話をさせていただき、家の測量、また課税を申告させていただき、今、税務の支払いをするところでございます。また、私のお話をさせていただきました家屋等について、これは町長として道義的責任をもって早急に家の撤去、また用地に対しての返還を考えております。ただ、多数、今時間がかかっております。また、早急に家の撤去もさせていただきたいと存じております。また、町長としては、今期に原因を究明し、このようなことのないよう再発防止を図ることで町の信頼に努めてまいりたいと考えております。

なお、今後、私ごとにつきましては、必要に応じ町からではなく、私の個人事務所から経過を発信させていただく所存でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、今定例議会では、議案第67号から第73号までの7議案、認定第6号の1認定の合計8案件を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、4番、佐藤利治議員、5番、中山義英議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

11月29日と本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、梅野美智代議会運営委員長より会期について報告願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野委員長。

○3番（梅野美智代） 去る11月29日及び本日、議会運営委員会を開催し日程などを決定しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日12月6日より12月18日までの13日間といたします。

次に、会期日程でございますが、本日6日が本会議、一般質問は10日火曜日、11日水曜日の午前9時30分からとします。

総務文教常任委員会を12日木曜日午前10時からとします。厚生建設常任委員会を12日木曜日午後1時30分からとします。常任委員会予備日は13日金曜日午前10時からとします。

なお、本会議最終日は、18日水曜日午前10時からとします。

本日に審議いたしますのは、承認第6号を上程し、審議いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等についてはただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日6日より18日までの13日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、議案第67号より議案第73号の7議案、承認第6号の1承認について、理事者より提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 佐藤壮浩 登壇）

○副町長（佐藤壮浩） それでは、今定例会に上程いたされました議案第67号から第73号までの7議案、承認第6号の1承認の合計8案件について、順次ご説明申し上げます。

議案第67号 令和6年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,037万

3,000円を追加し、予算総額を95億9,603万6,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、3ページをお願いします。

2事業の借入限度額の変更を表のとおり定め、借入限度額の合計を19億3,959万8,000円とするものでございます。

それでは、内容について歳出からご説明いたします。

12、13ページをご覧ください。

今回の補正のうち給料、職員手当等共済費の人件費につきましては、職員の人事異動に伴う振替となっております。

それ以外のものについて説明いたします。

14、15ページの下段をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目23森林環境基金費では、中央公民館及び西大和公民館を現在改築工事を進めている旧第3小学校の校舎に集約することに伴う経費に充当するとして、157万3,000円減額するものでございます。

次に、16、17ページの中段をお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費では、重度身障老人医療費において、令和5年度県補助金の精算に伴う返還金として35万5,000円増額するものでございます。

同じく目11、障害福祉費のうち身障医療給付費では、令和5年度県補助金の精算に伴う返還金として28万円増額、また障害者自立支援事務費では、就学前障害児の発達支援無償化に係るシステム改修費として250万円増額するものでございます。

同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、子ども医療給付費において助成件数の増加見込みにより603万6,000円及び令和5年度県補助金の精算に伴う返還金として53万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、18、19ページの上段をお願いいたします。

ひとり親家庭等医療給付費において、助成件数等の増加見込みにより90万円増額、出産子育て応援交付金交付事業では、令和4年度及び5年度の国庫交付金の精算に伴う返還金として138万6,000円増額。

同じく目2児童福祉施設費では、保育所児童保護費において、令和5年度国庫及び県交付金の精算に伴う返還金として33万4,000円増額するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費では、新型コロナワクチン接種費国庫負担金及び国庫補助金精算費において、令和5年度分の精算に伴う返還金として673万9,000円増額。

同じく項2清掃費、目2塵芥処理費では、焼却炉稼働延長に伴う維持管理経費及び整備工事費として合計3,635万9,000円増額するものでございます。

次に、22、23ページの中段をお願いいたします。

款7土木費、項4都市計画費、目3公共下水道費では、人件費の不足見込みにより107万3,000円を増額するものでございます。

款9教育費、項5社会教育費、目2公民館費では、中央公民館及び西大和公民館を現在改築工事を進めている旧第3小学校の校舎に集約することに伴う経費として3,545万1,000円増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

8、9ページをご覧ください。

中段の款19繰入金のうち財政調整基金繰入金では、歳入歳出の財源調整として4,162万5,000円増額。森林環境基金繰入金では、公民館移転経費に充当するとして69万2,000円増額するものでございます。

その他の歳入につきましては、歳出各事業実施に係る財源や令和5年度県補助金などの精算に伴う追加交付により増額となっております。

以上、歳入歳出9,037万3,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第68号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ13万円を追加、予算総額を5億3,693万2,000円とするものでございます。

今回の補正は、保険料の還付人数が増加したことに伴うもので、8、9ページの歳出では、償還金を、6、7ページの歳入では広域連合からの保険料還付金をそれぞれ13万円増額しております。

以上、歳入歳出13万円の増額補正となっております。

続きまして、議案第69号 令和6年度河合町水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、人件費の不足見込みに伴う増額となっております。

第2条、収益的支出の補正につきましては、第1款事業費用、第1項営業費用、第4目総係費で110万9,000円及び同じく第2項営業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費で370万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない費用の補正につきましては、職

員給与費4,712万9,000円を4,823万8,000円に改めるものでございます。

続きまして、議案第70号 令和6年度河合町下水道事業会計補正予算についてでございます。

今回の補正は、人件費及び支払利息の不足見込みに伴う増額となっております。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、支出では第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第5目総係費、そして収入では第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第3目他会計補助金でそれぞれ107万3,000円を増額するものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費1,730万2,000円を1,837万5,000円に改めるものでございます。

次に、議案第71号 河合町公民館設置条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、中央公民館及び西大和公民館を現在改築工事を進めている旧第3小学校の校舎に集約することに伴い、位置及び使用料等に関する規定を改正するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第72号 奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である奈良広域水質検査センター組合が解散されることに伴い、組合を組織する地方公共団体に関する規定について、規約の一部を変更する必要があるため地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議するに当たり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更後の規約は令和7年4月1日から施行するものです。

続いて、議案第73号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、現行の組合規約では、管理者の選任について組合の議会において組合首長の長の中から選任するとされているものの、施設運営に関して地域住民の理解が不可欠という理由から、施設所在地の御所市長が管理者として選任されている実情を踏まえ、管理者及び副管理者の選任方法に関する規定について規約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議するに当たり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更後の規約は奈良県知事の許可のあった日から施行するものです。

続きまして、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

それでは、専決処分いたしました令和6年度河合町一般会計補正予算についてご説明いた

します。

このことにつきましては、10月9日の衆議院解散に伴い衆議院議員総選挙が執行されることになったため、当該選挙に要する費用1,282万2,000円の補正予算を同日付で調整したものでございます。

なお、当該選挙に要する費用につきましては、全額国庫の負担になります。

以上、歳入歳出1,282万2,000円の増額補正となっております。

以上、上程いたされました8案件の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河合町一般会計補正予算）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 改めてなんですけれども、一応この選挙のときの今回は県支出金で、県から全額出ている形になっているんですが、例えばこれ、投票所を増やしたりとか期日前の場所を増やしたりとか、それを自ら考えて出してやったとしてもその補助というかそれは出るのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 今回の衆議院選挙につきましては、公職選挙法上、国政選挙につきましては国費で賄うということが規定されておりますので、具体的には国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、こちらの基準の範囲内であれば期日前投票所などの経費は全て賄われるということになっております。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回は、県支出金として歳入のほうに入っていると思うんですが、それと同じさっきのこれで、その基準の範囲内であればというのは、例えば、河合町の中では投

票所とかまた期日前の場所を増やすとかいうのは、基準の中に入るんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） まず、県支出金となっております理由といたしますのは、あくまでお金の流れとしまして、まず国が県に交付する、そして、県がその基準と照らし合わせて市町村に配分するという流れになっておりますので、県支出金となっております。

そして、その範囲という部分でございますが、例えば、法定上求められている投票管理者、投票立会人、一定の選挙人数に対する事務費などの範囲であれば増設しても賄われるということになっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 9ページの諸経費については、理解できます。

お尋ねしたいのは、選挙公報配布委託業務についてお尋ねします。

私、当時27日の投票日は、用事がありまして不在者投票をしたんですが、不在者投票をするまでに非常に選挙公報が遅れた、遅配していたというふうに認識しております。この点、どのように準備されていたのか教えていただけますか。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） まず、選挙公報の配布が遅れたという事実はございません。法律上、選挙期日の2日前まで、すなわち投票日の前の金曜日までに配布されればいいものとなっております。

どうしても、選挙公報というのが候補者並びに名簿届出政党の情報、そして今回さらに国民審査に付される裁判官の氏名、これら確定した後に、全選挙人の属する世帯分を印刷するという事務の都合上ございますので、どうしても一定の時間が要するものであるということでご理解いただければと思います。

○議長（疋田俊文） 他に。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 投票所について質問させていただきます。

法律の規定に基づいてという形で、上限を超えないという形で説明をいただきました。ここで質問させていただきたいんですけども、基礎自治体としては、例えば、期日前投票所を増設する、当日の投票所を増設するという形をどのように手続すれば増設することができ

るか。また、少なくとも投票日の告示日の前に、どのぐらいまでにそれを整えておかなければいけないか、そういったところというのは把握させてもらっていますでしょうか。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 投票所につきましては、選挙のたびに選挙管理委員会が定めるというところで、選挙の際に選挙管理委員会が投票所の位置というか、投票区というものを設定するという法律上の立てつけになっております。ただ、実際問題として、例えば投票所が変えられるお方であるとか、そういった方に周知する一定の期間というのは必要と考えられますので、例えば次の選挙からこうなりますというのを、半年もしくは1年以上、1年ぐらいの期間を空けて周知していくことが必要かと思われれます。

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 追加で質問させていただきます。

過去に議会議員の方から質問が質疑があったと思うんですけども、投票所の増設ということを考えるべきではないのかと、そういった内容の趣旨の質疑が過去にあったと思うんですよ。

実際に、例えばなんですけれども、この議会議員の求めというか、地域の住民の方がこういうふうに思っておりますよと、望んでいますよという声を基に、選挙管理委員長に対して投票所等の増設を考えていただきたいという形を取れば、増設に至るという形で解してよろしいのでしょうか。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） あくまでも、選挙管理委員会での議論の結果どうなるかという部分はあるんですけども、例えば、以前に期日前投票所の増設について、議会から選挙管理委員会に向けてご要望いただいたということがあったと思います。

その際も、直ちに選挙委員会に諮らせていただきまして、こういう要望が届いていますということで事務局としては検討はさせていただきました。また、事実として、北葛城郡内、期日前投票所を2か所試行的に設けたというのは、ほかの3町では既にやっておりますので、そういったことは今後うちとしてもやっていく必要はあるんじゃないかということは議論はしておるところでございます。

ただ、期日前投票所を2つに増やしてしまいますと、どうしても同時に投票ができてしまいますので、二重投票を阻止する仕組みが必要、そうなってくるとどうしても住民情報システムを使っておりますので、なかなかそういうネットワークが構築された公共施設じゃない

と、ちょっと増設できないじゃないか、それ以外のショッピングセンターなどに設けるとなると非常に費用負担が大きいじゃないかというところでちょっと今議論が止まっておるといところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 先ほど、基準の範囲内で出しているということで、投票所の数とかは、例えば、有権者の数、幾らに対して何か所とかというふうな基準とかはあるのかどうか。それと、素朴なところなんですけれども、掲示板設置された後、要らなくなった分については、どのような処理されているのか。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） まず、投票所の配置の基準なんですけれども、具体的に法律上定めはないんですけれども、すみません、過去に示された行政実例の中で、面積これぐらいについて1か所、選挙人の数がこれ以上にはならない程度に配置するのが好ましいということで、恐らく昭和40年頃の行政実例だったと思うんですけれども、そういった基準がございます。

そして、掲示板とおっしゃっているのは、ポスター掲示場のお話だと思うんですけれども、あれにつきましては、設置しまして、また選挙終わった後、撤去した際にはリサイクルされる流れとなっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決定しました。

◎議案第 6 7 号から議案第 7 3 号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第 4、議案第 67 号、日程第 5、議案第 68 号、日程第 6、議案第 69 号、日程第 7、議案第 70 号、日程第 8、議案第 71 号、日程第 9、議案第 72 号、日程第 10、議案第 73 号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声ですので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第 67 号、議案第 71 号、議案第 72 号を総務文教常任委員会に付託します。

議案第 68 号、議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 73 号を厚生建設常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日は、これにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 10 時 35 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 佐 藤 利 治

署 名 議 員 中 山 義 英